

令和元年9月5日(木)  
午後7時00分～午後8時30分  
立川市 上砂会館 第一集会室

## 立川市新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会 議事概要

### 参加者

#### 【市 側】

(ごみ減量化担当部)

ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長、ごみ対策課長、

新清掃工場準備室調整係長、建築係長、設備係長、建築係員1名、設備係員1名、

清掃事務所職員1名

合計10名

#### 【住民側】28名

合計28名

### 開会

#### 司会

お時間となりましたので始めさせていただきます。初めに、本日の説明会におきましては、議事録の作成や情報発信に必要なため、職員が、皆様のお顔が写らない形で後方から写真撮影をさせていただきます。また、説明会のご様子を録音させていただきますことを、あらかじめご了承ください。

本日は、お忙しいところ、立川市の説明会にご参加いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会を開催させていただきます。初めに、ごみ減量化担当部長の野澤よりご挨拶を差し上げたいと思います。

部長、よろしく申し上げます。

### 部長挨拶

#### ごみ減量化担当部長

皆様、こんばんは。立川市ごみ減量化担当部長をしております野澤と申します。本日はよろしくお願いいたします。また、本日はお忙しい中、今司会からも説明がありました新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市の行政、特にごみ減量とリサイクルにもご理解・ご協力賜りましてありがとうございます。

新清掃工場の説明会については、本日までに数回開催しております。本日の説明会では、先の6月26日の市議会本会議、この場で、事業者との契約の議案が可決いたしました。翌日の6月27日に、既に事業者と契約をさせていただきます。その事業者から提出されました事業内

容、現在、来年度に予定しております本体工事の詳細設計を進めているところでございます。今回は概要ということになりますが、そのあたりを中心にご説明をさせていただくものでございます。

特に、新清掃工場の整備に当たりましては、いわゆる仕様書発注という、図面を書いて発注する方式ではなくて、性能発注という方式をとらせていただきましたので、今まで、施設の具体的なイメージを説明会などでお示しすることができませんでしたが、このたび、外観のパースなど、そういったものが業者から提案がございましたので、その施設概要をお示しする環境が整ったというところでございます。

本日、お手元の資料、パワーポイントの内容を印刷した資料にお示ししておりますとおり、大きく三つの内容をご説明させていただきます。まず1点目が、本年6月ですけれども、事業者選定までの経過。2点目が、本年2月に説明会でお知らせいたしました、樹木伐採及び不発弾の調査及び調査結果についてです。3点目が、新清掃工場の施設整備と運営業務の概要をお知らせいたします。

なお、お手元の資料の3番の整備運営事業の3-6、準備工事の概要とございます。これは、来年7月に着工を予定しております、本体工事が始まるまでの間に、事前に準備工事といたしまして、汚染土壌の撤去、そういったことが、ここで現場が動き出しますので、その作業内容についてもご説明をさせていただくものでございます。

以上、ご説明の後に、質疑応答の時間をご用意しておりますので、何かご不明な点がございましたら、ご質問等いただきながら、本日の説明会を進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

## 出席者紹介

### 司会

ありがとうございました。続きまして、本日の説明会に出席させていただいております、立川市側の職員をご紹介します。

改めまして、ごみ減量化担当部長の野澤です。本日はよろしくお願いいたします。

新清掃工場準備室長の卯月でございます。よろしくお願いいたします。

清掃事務所長鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

ごみ対策課長の鈴木です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

建築係長の二橋と申します。よろしくお願いいたします。

設備係長村野です。よろしくお願いいたします。

続いて、新清掃工場整備運営事業の受注者になります、荏原環境プラント株式会社です。

荏原環境プラント、佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

荏原環境プラント、内田と申します。よろしくお願いいたします。

荏原環境プラント、江口と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、吉川建設株式会社です。

吉川建設の谷口と申します。よろしくお願いいたします。

吉川建設の平澤です。

吉川建設の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

最後に、私は、今回の司会を務めさせていただきます、調整係長の藤野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

## 説明

### 司会

本日の説明会につきましては、市の広報などでもお知らせしておりますけれども、新清掃工場整備運営事業の契約締結に伴い、事業の経過ですとか、施設整備、運営業務の概要などについて、周辺住民の方へご説明することを目的としております。先ほど、部長の方からもありましたけれども、説明会の後に、質疑応答の時間を設けておりますので、ご質問等につきましてはそのときにお願いいたします。また、会場の関係もございまして、会全体としては約1時間半程度、おおむね今からですと午後8時半を目途に終了いたしますので、皆様にご協力とご理解をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。続いて、室長の卯月より、パワーポイントを使って事業のご説明をいたします。それでは、卯月室長、よろしくお願いいたします。

### 室長

そうしましたら、私、卯月の方から、事業概要についてご説明させていただきます。

まずは、本日のこの事業概要の説明会は、平成25年の2月に新清掃工場の建設候補地を公表した以降の取り組み、今後の予定について市民の皆様にご説明するために開催するものでございます。昨年の10月に、新清掃工場整備運営事業について入札を告示し、平成31年4月に、代表企業、荏原環境プラント株式会社としたグループを落札者として公表いたしましたところでございます。令和元年の6月に、事業に関する事業契約を締結いたしました。立川市は、本日のこのご説明した内容で施設整備を行い、今後施設の運営を行うこととしております。限られた時間となりますが、新清掃工場整備運営事業の事業概要について説明させていただきたいと思っております。説明内容につきましては、画面にございませとおり、事業者選定の経過、樹木伐採及び不発弾調査について、整備運営事業についてとなります。

それでは、事業者選定までの経過について、画面に沿ってご説明させていただきます。画面をご覧くださいますと、本日の説明会は2019年の点線で示している位置になります。左側が、これまでの事業の取り組みとなっております。これまで、新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方を公表しました。また、新清掃工場整備基本計画を策定し、生活環境影響調査を実施するとともに、これらに関する説明会を開催したところでございます。

さらに、ごみ焼却場を、都市計画施設として都市計画決定をしているところであります。昨年の10月に、事業について入札告示し、入札結果を踏まえ、本年6月に、事業者と事業に関する契約を締結しております。今後の事業は、点線の右側の新清掃工場施設整備工事を実施しまして、施設整備完了後に新清掃工場運営事業業務を開始いたします。

次に、事業者選定までの取り組みをご説明いたします。まず、平成27年12月に、新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方を公表しております。平成28年1月及び2月に、2回の説明会を開催しております。基本的な考え方を踏まえまして、学識経験者、専門家、関係団体、応募市民をもって組織した新清掃工場整備基本計画検討委員会を設置しまして、新清掃工場の基本仕様、事業方法、発注方法などを検討し、平成29年3月に、新立川市新清掃工場整備基本計画を公表いたしました。整備基本計画については、平成29年5月と6月に、合わせて3回の説明会を開催しているところでございます。平成30年4月に、平成28年から調査を行ってまいりました生活環境影響調査について、調査書を公表いたしました。新清掃工場による環境に対する影響の予測結果を公表しております。環境基準などの目標値を下回る結果となっております。調査結果につきましては、平成30年4月に、3回の説明会を開催しております。この説明会では、平成30年9月に都市計画決定をいたしました、ごみ焼却場や立川基地跡地昭島地区地区計画用途地域の変更などについての説明会も同時に行っているところでございます。平成31年3月から令和元年7月に、事業を円滑に進めるために必要となる、樹木の伐採及び不発弾調査を行っております。樹木伐採及び不発弾調査を実施するに当たりまして、平成31年2月に、樹木伐採及び不発弾調査に関する説明会を開催しております。新清掃工場整備運営事業につきましては、平成30年10月に入札告示し、31年4月に新清掃工場整備運営事業に関する落札者を公表し、令和元年6月に、新清掃工場整備運営事業に関する契約を締結しております。

次に、大きな項目の二つ目になります、樹木伐採及び不発弾調査についてご説明いたします。ことしの2月に説明会を開催しました、樹木伐採と不発弾調査についてでございますが、初めに、樹木伐採についてご報告いたします。樹木伐採は、平成31年3月中旬から4月末に実施しております。2月の説明会でご説明いたしました、条件を満たした樹木については、伐採せず敷地内に残すこととし、作業を行いました。残す条件としましては、汚染土壌の撤去に支障がない樹木、不発弾調査に支障がない樹木、外来種に該当しない樹木、樹形のよい樹木、樹勢がよく管理に支障がない樹木、既存構造物により撤去ができない樹木などを残しております。最終的に残しました樹木は、35本残っております。このうちの8本につきましては、工事を行う上で支障となります、画面上の赤い所になりますが、これについては、敷地内で工事の支障のない部分に移植する予定でございます。画面につきましては、現地に残した樹木の写真となります。樹形・樹勢がよく管理に支障がない樹木を残すこととしておりましたが、実際は、樹形については余りよい状態でないものがほとんどでございました。今後、敷地の北側の整備までの間の状況を見ながら、活用方法については検討したいと考えております。

次に、不発弾調査業務に関するご報告でございます。建設地は立川基地跡地でございます。当基地につきましては、第二次大戦中に空襲を受けた経緯があります。そのため、新清掃工場整備に先立ち、工事の安全を図る目的から、地中に残存している可能性がある不発弾等の調査を実施しております。調査は、250キロ爆弾の可能性のある磁気量、7マイクロウェーバー以上の磁気量を対象とし、その位置を発見することを、特定することを目的としております。結果といたしまして、磁気異常点は103点、面的な広がりを持つ異常密集の磁気異常が3区域あることが判明しております。磁気異常点が不発弾というわけではなく、250キロ爆弾の可能性のある磁気量が検出されたということになります。今後、異常物の確認を行いながら、準備工事や施設整備工事を進めてまいります。次の画面についてでございます。磁気異常点及び異常密集の磁気異常の分布状況を示している図になります。左の図がその図になります。右の図につきましては、昭和49年の航空写真になります。建設地と重なりを合わせたものとなります。破線が建設地になります。建物やコンクリートで覆われている部分と、左の図の異常密集の磁気異常の分布範囲がおおむね重なっているかと思えます。調査の結果に影響を及ぼしていることが想定されているところでございます。異常点、磁気異常密集の区域につきましては、掘削作業の中でしっかりと確認してまいります。

次に、整備運営事業についてでございます。画面は建設用地の位置図になります。建設用地は立川基地跡地の西側に位置しております。平成23年3月に都市計画決定した立川基地跡地昭島地区土地区画整備事業地内の事業の事業区域内になります。地番で言いますと、立川市の泉町と昭島市のもくせいの杜となります。面積につきましては、約2.4ヘクタールとなります。

次に、新清掃工場整備基本計画の概要についてでございます。新清掃工場整備基本計画では、新清掃工場が環境負荷のさらなる低減を図る施設、安心・安全で安定した施設、エネルギーの有効活用を推進する施設、大規模災害時に機能が損なわれない施設、市民から親しまれる施設を目指すこととしております。この計画の具現化のために、整備運営事業に市が求める清掃工場の性能等を定める、基準仕様書の中に要求する順として反映してございます。整備基本計画の要求水準への具体的な反映でございます。まず、排出、環境負荷のさらなる低減を図る施設ということについてでございます。排出ガスにつきましては、画面に出ておりますが自主基準を定めております。近隣の他団体と比較しても、同水準か、さらに厳しい自主基準としております。特に、施設規模から見た場合、ばいじん、ダイオキシン類については、非常に厳しい基準と考えております。

次に、安心・安全で安定した施設についてでございます。施設については、緊急時対応マニュアルを初めとしたマニュアルや、各種計画を策定し、万一の事態に備えた運営を行うこととしております。次に、エネルギーの有効活用を推進する施設についてでございます。ごみ焼却施設は、ごみの発生の抑制、再使用、再生利用の取り組みを行っても発生する廃棄物を焼却する施設となります。新清掃工場では、発生の抑制、再使用、再生利用の

取り組みを行っても、どうしても発生する焼却するしかないごみを焼却することになります。焼却した場合、焼却ガスが発生しますが、この焼却ガスの冷却に廃熱ボイラー方式を採用し、焼却時の熱で蒸気をつくります。この蒸気で蒸気タービンを動かしまして発電を行い、エネルギーを生み出す施設を、今回の新清掃工場はなるように計画しております。次に、大規模災害時に機能が損なわれない施設についてでございます。施設は、震災対策として、耐震性を確保し、浸水対策として、主要部分を想定浸水高さ以上に整備する計画としております。地震発生時には、加速度250ガルを測定した場合には、自動的に焼却炉の運転を停止しますが、停電になっていても、焼却炉の停止や施設の再稼働に必要な電力を供給することができるように、非常用発電機を備えることとしております。さらに、断水対策としまして、プラントに必要な用水を三日分確保するとともに、井水の利用の可能性についても調査いたします。これらにより、大規模災害が発生した場合にも、速やかに施設を再稼働させるとともに、エネルギーが供給できる施設とすることになると考えております。また、見学者説明室や会議室、さらに、防災機能を持つオープンスペースの整備を行います。発災時には、他の団体から派遣される応援職員の受け入れ拠点としての活用を想定してございます。次に、市民に親しまれる施設についてでございます。新清掃工場は、見学者ルートを設け、気軽にごみ処理の仕組みが学べるような環境を整えることとしております。また、パンフレットやアプリを使用して、施設について理解しやすい工夫を行います。施設の形状につきましては、機能から決まってくるシンプルな形となりますが、色彩や細部の造形、敷地の植栽などにより、周辺との調和のとれた施設整備を行います。また、長期にわたる管理においても、適切に管理し、周辺との調和、環境の維持に努めてまいります。

次に、事業者選定の経緯でございます。今回の事業は、民間企業の経営能力や技術的な能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を行うため、DBO方式という事業方式により発注しております。DBO方式は、施設を運営する者が、運営を踏まえた設計を行い、施設整備を実施いたします。立川市では、本事業の入札において、申請の排除を目的とし、価格競争による入札を実施しております。平成30年の10月2日に入札を告示し、平成31年の1月29日に開札し、最低価格を入札した事業者を落札予定者とし、立川市新清掃工場事業者選定審議会によりまして、落札予定者が提出いたしました事業提案書を審査し、4月15日に、基準仕様書に示した要求水準を満たしている旨の答申を受けております。この答申を受け、4月23日に、落札者を公表し、令和元年第2回市議会定例会、6月26日になりますが、契約議案を上程し、可決されております。この可決をもちまして、6月27日に事業に関する契約を締結しております。今回の事業に関する契約は、基本契約と、画面にあります施設整備請負契約、さらに、運營業務委託契約から成ります。基本契約は、施設整備請負契約と運營業務委託契約の関係を整理し、今回の事業が、整備から運営まで一括で行うことを担保する契約となります。契約金額は、施設整備請負契約と運營業務委託契約の合計で、税込総額184億6,900万円となります。事業は、令和元年6月27日から令和5年

の2月28日までの期間に施設整備を完了し、運営事業は令和5年3月1日から令和25年3月31日までの契約となっております。

次に、施設整備の概要になります。施設整備は、荏原環境プラントと吉川建設により構成されます、荏原・吉川特定建設工事共同企業体により施工いたします。契約期間につきましては、繰り返しになりますが、令和元年6月27日から令和5年2月28日までで、施設整備工事の契約金額は、108億1,300万円となります。施設は、1日当たりの処理能力60トンの炉を2基備え、1日当たり120トンの焼却能力を持つ施設となります。建物は、地上5階地下1階、高さは約29メートル、建築面積、約4,230平米、延べ床面積、約7,810平米の計画としております。煙突の高さにつきましては、新清掃工場整備基本計画の中で定めております59メートルとなります。建物の基本的な形状は、配置計画はこれからご説明いたしますが、細部については、今後設計を進める中で決定していくこととなります。

画面は、施設の配置図となります。配置図のとおり、焼却等のごみ処理に要する施設は、建設用地の南側に配置する計画となっております。建設用地は、立川飛行場における区域制限を受けることから、高さ45メートルの制限を受ける範囲がございます。そのため、高さ59メートルの煙突は、制限を受けない範囲での整備となります。

次に、各階の平面図になります。新清掃工場では、ごみの受け入れをし、焼却のために一時貯留し、焼却するための施設と、業務を管理するための諸室の整備をする必要がございます。そのほかに、新清掃工場では、環境学習を行うために、見学者がごみ処理の流れを学ぶ見学者ルートを整備することも条件としております。画面は、1・2階の平面図となります。施設は、一般の方が安全に気軽に見学できるように、見学者ゾーンと工場管理エリアにゾーンを分けて整備する計画としております。画面の緑色の部分が見学者ゾーンとなります。利用時間内であれば、基本的に自由に見学できる施設となる計画でございます。斜めのハッチの入った範囲が、工場管理エリアとなります。事務室や施設の運転管理に関する範囲となります。施設の安全管理や情報管理などの必要性から、一般の方の立ち入りができない範囲となります。これらのゾーンを明確化することにより、見学する皆様の安全の確保や、施設運転上の安全の確保、セキュリティーの確保に配慮した計画としております。次に、3階と4階の平面図になります。管理等の屋上につきましては、緑化して施設見学者が入れるようにする計画でございます。工場等については、全てが工場管理エリアとなります。一般の立ち入りができない範囲となります。次に、工場棟の4階、5階の平面図になります。こちらについても、工場管理エリアとなりますので、一般の方の立ち入りできません。次に、工場棟の屋上と地下の平面図になります。全てが工場管理エリアとなります。一般の方の立ち入りはできません。地下にあります雨水貯留ピット等を利用して、雨水の利用や豪雨時の雨水の流出抑制を図る施設としております。次に、見学者動線についてでございます。先ほどご説明しましたエリアの中に、矢印で示している線で見学者ルートを設置いたします。管理棟の1階から入って、ごみ処理の流れを、ごみの受け入れを行いますプラットフォーム、ごみを貯留するごみピット、施設の運

転を管理する中央制御室、ごみを焼却する炉室、余熱によりつくった蒸気を使用して発電を行う蒸気タービン発電機室と、順を追って見学できる計画としております。

次に、これらをおさめる建物についてでございます。各階平面図で、施設に必要な諸室についてご説明いたしましたが、外観パースでは、施設をおさめる建物の外観エクステリアについてご覧いただきます。各階平面図で示したとおり、施設の設備や諸室は無駄なく計画されております。これらをおさめる建物は、シンプルな外観となっておりますが、周辺の昭和記念公園を初めとした緑や、周辺の建物との調和をとれていることが必要となります。建物の形状は、機能配置から決定されてしまいますので、今回、色彩や植栽など、周辺環境との調和を可能な限り図りたいと考えております。今回の外観パースは、事業者提案のものを基本としまして、専門家のアドバイスを受けて提示させていただいております。本日は、今画面にあります鳥瞰図と、人の視点からの外観パース4種類を用意いたしております。今画面に出ているものについては、鳥瞰図となります。また、平面図に、次に出てきます四つのパースの視点の位置を示しております。

まず、パースの01です。国営公園西線から、建設用地につながる道路から見た景観となります。正面が経営棟となります。次に、パースの02でございます。残堀川沿いの河川の管理用通路から建物を見た景観となります。パースの03となります。西武蔵野バス停の東付近から見た景観となります。パースの04、これは立川の泉町西公園付近から見たものとなります。立川市は、景観団体となっておりますので、今後、これらにつきまして、立川市の景観審議会に意見を求め、その意見を踏まえた形でより周辺との調和を図ることを目的としまして、必要な対応を行っていく予定でございます。

次に、施設が周辺に落とす光についてでございます。画面は、最も影が伸びる冬至の日影図になります。大部分の影が敷地内、もしくは周辺の公共施設内に落ちることとなりますが、煙突については、朝と夕方に住宅地に一部影が落ちることとなります。

次に、運營業務の概要についてでございます。運營業務につきましては、荏原環境プラント株式会社が100%出資する株式会社たちかわEサービスが受託することになっております。契約の委託期間は、令和5年3月1日から令和25年3月31日までとなり、運營業務委託の契約金額は税込で76億5,600万円となります。運營業務委託は、たちかわEサービスが搬入ごみの受け入れ、施設の運転・保守・保全管理を行います。補修工事、また、更新工事・保全工事についても行うこととなっております。本施設の防災、防犯管理、警備など、施設の運営管理を一括して行います。

施設の利用時間になります。現在計画している施設の利用時間については、画面に示しております、一般市民の方のごみの受け入れにつきましては、月曜日から金曜日の8時30分から12時、午後の13時から16時。施設の見学につきましては、月曜日から日曜日の9時から17時。会議室の貸し出しについては、8時から21時を予定しております。これらの、特に会議室の貸し出しにつきましては、今後詳細について、規則等で定めることを予定しております。その他の方の利用になります。これは、ごみの収集であるとか、そのほか、

ごみの持ち込みになりますが、月曜から金曜の8時から16時、土曜日が8時から12時となります。施設の鍵が開きまして、ごみの受け入れ等をする時間はこの時間になりますが、ごみの焼却自体は24時間行うこととなっております。

次に、直近で始まります準備工事の概要についてでございます。令和2年7月に本体施設の工事に着手する計画としておりますが、その準備といたしまして、ことしの3月から4月に既に樹木伐採を行っております。このときは、伐採しか行っておりませんので、残った根の伐根を予定しております。さらに、工事の支障になる樹木の移植、舗装、側溝、地下構造物、小屋などの既存の構造物がございますので、これらの撤去。さらに、汚染土壌の撤去もあわせて行う計画としております。準備工事では、まず、周囲に仮囲いを設置します。仮囲いは、国営公園西線では道路に沿って、残堀川沿いでは残堀川の管理用通路に沿って、南側調節池の敷地に沿って設置いたします。北側については、敷地ギリギリまで汚染土壌がありますので、北側の公園をお借りいたしまして、仮囲いを設置することとしております。仮囲いの設置や仮設事務所の設置を完了後に、伐根、既存構造物の撤去、汚染土壌の撤去を行うこととしております。

これらの作業終了後に、本体施設の着手に向け、仮設設備の変更を行う予定としております。このとき、北側の公園に設置しております仮囲いにつきましては、敷地に沿って設置し直します。また、敷地内に、本体工事のための仮設事務所や資材置き場、駐車場を整備いたします。これらの準備が整った後に、本体施設の整備に着手いたします。左側が、準備工事のための仮設設備の景観図となります。右側が、本体施設の整備時の仮設設備の景観図となります。

次に、仮設設備のイメージ、写真をご覧ください。工事敷地への立ち入りは非常に危険なため、一般の方が立ち入れないように、画面のような仮囲いやゲートを設置いたします。また、工事の週間工程表を掲示するとともに、工事で発生する騒音・振動を掲示するための騒音計・振動計を設置いたします。写真は、現地に残っております撤去物の一例となります。既に伐採しました樹木の切り株、既存構造物などです。これらについては、現在、表面に確認できるものですが、そのほかに、地下に隠れている構造物についても基本的に撤去いたします。先ほどご説明しました不発弾調査の結果から、過去の結果と過去の航空写真を見ますと、地下にまだ構造物が埋没していることが考えられます。写真の一番下にありますのは、撤去工事で使用する機械の一例です。そのほかに、ブレーカーなど、撤去物にあわせてさまざまな機械、重機、建設重機等を使用する予定としております。機械につきましては、低騒音、低振動型がある場合には、低騒音、低振動型の機械を使用することとしております。

次に、汚染土壌の撤去概要でございます。敷地内に存在する汚染物質は鉛となります。汚染土壌の分布は主に敷地の北側となります。画面でいうと、この緑色の範囲となります。汚染区域につきましては43区画でございます。一部区画については、土地区画整理事業などにおいて処理済みとなりますので、建設用地内の汚染区域の面積およそ4,200平米、土

量としましては約4,500立米となります。これらの撤去につきましては、東京都土壌汚染対策方針の定めによりまして、汚染拡散防止計画を作成し、その計画に基づき処理いたします。これは、撤去物の搬出ルートになります。撤去した樹木の根、既存構造物、汚染土壌の搬出は、図面の点線のように、国営公園西線を経由しまして、幹線道路に速やかに出て搬出いたします。工事車両は、国営公園西線から建設地に右折で侵入し、左折で退出する計画とします。

本体の施設整備は、令和2年7月に着手する計画としております。着手前の6月ごろに、この工事についての説明会を開催したいと予定しております。

説明は以上でございます。

### 質疑応答

司 会：続きまして、質疑応答に進めさせていただきます。ご質問等のある方は挙手を願います。私がお指名をいたしますので、その後に発言なさってください。質問内容などが他の方にもわかるよう、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを通してお話しください。質問が終わりましたら、マイクは職員にお返し願います。それでは、何か質問のある方、挙手をお願いします。

住 民：柏町に住んでおります〇〇と申します。40分のお話でした。お疲れさまでした。こういう会、大変ありがたいと思います。一つ聞き漏らしたかもしれないんですけども、教えていただきたいのは、今の清掃工場の、何というか、燃やす温度、炉の温度が850度というふうに伺っていますけれども、今度のは何度になるんでしょうか。わかりましたら。

室 長：仕様書上は850度以上にしていましたが、今事業者のほうから、900から950で燃焼させる計画ということでございます。

司 会：今のお答えでよろしいでしょうか。続いての質問、お願いします。挙手のほうをお願いします。どうぞ。

住 民：こんばんは。〇〇と申します。これから、不発弾の調査が始まるんですが、もし仮に250キロ級の不発弾が見つかった場合、避難は半径何百メートルぐらい。それから、避難場所はどこか指定した場所を用意しているのかどうか。その2点を伺いたい。

室 長：すみません。不発弾が見つかった場合の対処ということですが、避難の半径については、今認識がございません。不発弾が見つかった段階で、関係する自衛隊等に連絡して、速やかに対応することになります。避難場所につきましては、これまでの事例で言いますと、不発弾が出た段階で一旦現場を保全しまして、不発弾の処理をするときになりましたら、必要なところに一旦退避していただくことになると

思います。これまでですと、立川基地の滑走路脇でありますとか、西武線の玉川上水付近で行ったことがございますが、その場合には、時間を切って、不発弾処理の間は、その範囲から皆様に退避していただくような処置をとっていたと記憶しております。以上でございます。

司 会：以上でよろしいでしょうか。

住 民：はい。

住 民：さっきの続きです。ごめんなさい。何でもかんでも燃やせばいいとは思いませんけど、850度なので、例えばプラスチックを回収する人たちが、もうこれはちょっと汚いからというのでパッと置いていってくれたんですよね。その後、私たち団地でも、随分頑張ろうということになって、今は、ゴミ袋にちゃんと自分の号棟と、それから部屋番を書いて出して、できるだけ協力しているつもりではいるんです。でも、どうしても残ってしまったものは、悪いのですが黄色い袋に入れて燃えるゴミとして出しちゃう場合があるんですよね。そうすると、850度だと、それはできない、できないというなかなか大変だという話は聞いているんです。だから、950度になっているという根拠がありましたら教えてほしいということと、できれば、多少プラが、リサイクルはしますよ。焼却もするし頑張るんだけど、でもという場合がありますので、その辺のものを燃やしてしまえるぐらいの温度というので、950度というふうに考えてよろしいでしょうか。すみません。

司 会：ただいまの質問は、どうしても汚れが取り切れなかったプラスチックを燃やすのに、950度になっている根拠を知りたいということでしょうか。

住 民：はい。

室 長：私どもの仕様書上は850度ですが、立川市のごみ質というものがあって、今回事業者の提案の中では、このぐらいのごみ質ですと900から950度ぐらいになる可能性があるということで、そのくらい、その温度の範囲で運転管理を行っていくということでございます。プラごみを燃やすために上げるということではございません。

住 民：立川市のごみの質だと、950度まではというふうに理解してよろしいんですか。

室 長：950度まで上がるということではなくて、施設の運転上そのぐらいになることが想定されるということです。

住 民：ごめんなさい。希望としては、さっきも言いましたけど、プラを燃やせばいいとは思わないんですけども、なかなか、個別のうちであれば残していかれても、ある程度できますよね。どうしてもだめなときは汚れているもの、特にケチャップみたいなものがついているとかね、ラーメンの汁とか、そういうのはきれいに洗うけれどもやっぱり残るんですよ。そういうふうな現状がある中で、多少私は、今度新しいのができるときに、温度を高く、サーマルリサイクルなんていうものもありますし、できるのかなというふうにちょっと期待していたものですからね、その辺の話

はもうずっと前に済んでいたわけですね。市によってはそういうものも全部燃やせる施設になっていますよね。年取ってくると、なかなかその辺を仕分けするのが難しくなる方たちもいるんです。なので、そういうこともちょっと考えていただけたらなという希望を持っております。

室長：今お話があった件につきましては、そういうご意見があったというふうに記録には残させていただきます。炉につきましては、基本的に設定温度、いろいろな排ガスですね、そういうものの処理とか含めた中で、一旦仕様書の中で定めております。それらに影響がない形で運転するということが大前提となります。ゴミ質が変わってきますと、炉の耐久性にも影響が出てきますので、その辺については慎重な検討が必要だと思っております。

部長：今、サーマルリサイクルというお話もあったんですけども、先ほどご説明しました15ページをお開きいただきますでしょうか。

現在、若葉町にある清掃工場は、基本的にゴミを燃やして、それだけで終わってしまうような状況ですけれども、今、ほかの団体さんは、この燃やした熱を利用してボイラで蒸気をつくって、その蒸気でタービンを回す、発電をするという、そういう発電施設を、新しい新清掃工場、大体どちらの自治体さんでも整備をしております。本市も、参考のところを書いてありますけれども、左側に焼却炉というのがありまして、その上に高温高圧ボイラというのが吹き出しで書いてありますけれども、ボイラで蒸気をつくりまして、タービンでその蒸気を使って発電をするという施設を新清掃工場では設けます。ですから、発電をしますし、また、お湯も災害時に使えるようにというような準備を、今回の清掃工場では用意をするという、そういった設計に今行っております。

住民：ありがとうございます。

住民：すみません。〇〇〇と申します。今回の配置図を見ているんですけども、昭島市も半分入っているような感じになるんですが、ゴミ収集については、昭島市のごみも収集するというお考えなんでしょうか。

室長：今、昭島市域も入っているが、昭島市もごみも収集するかというご質問ですが、昭島市のごみは収集いたしません。立川市は、立川市の市域の、立川市単独でごみ焼却場をつくりまして、ごみの処理を行うということになります。

住民：今回区域に含まれているというのは、あくまで工事の最中、事務所とか書いてありましたけど、それに使うために入れているというような形なんでしょうか。

室長：21ページの配置図の中に文字で書いてございますが、今回施設をつくる中で、学習機能であるとか、防災機能であるとか、周辺との景観等を考えたときに、なかなか立川のこの三角のところだけでは難しいということもございまして、立川市といたしましては、今この書いてある昭島部分も取得しまして敷地とする計画とし

て発注しております。この中に書いてあります、緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース等を設けるといふように書いてありますが、これらについて、今後整備する計画としております。

住 民：すぐそばに住んでいる〇〇と申します。今のお話で、例えば、いろいろ調査とか樹木伐採とか全て立川市で工事を賄っているというふうに理解しておりますけども、ここはもう既に、昭島市から、買収といいますか、買い取ったということで理解してよろしいのでしょうか。

司 会：今のご質問ですけれども、敷地は昭島市が入っていて、そちらの樹木の伐採等の費用は立川が出しているかというご質問でよろしいですか。

住 民：工事だけなのか、所有権なのか。

室 長：12ページをご覧くださいよろしいでしょうか。ちょっと破線が抜けてしまっているんですけど、今回の敷地については、これが行政界です。この破線が。実はここに本当は入っているはずだったんですけど、ここにも行政界がございます。で、昭島市域というのはここなんですけど、この先ほどご説明の中でも話しましたが、この区域全体がもともと国の土地になります。この国の土地を区画整理事業で行って、今回宅地として整備してございます。立川市は、今回、清掃工場を整備するに当たって、この緑色の範囲について、国に対して、清掃工場をつくるということで土地を取得したいということを申請しております。この中で、国の諮問機関で検討した結果、立川市の清掃工場の敷地として譲ることが妥当であるという答申をいただきまして、立川市が、国から、この部分を今回無償貸し付けという形でお借りしております。そのような形ですので、昭島市から取得とかいうことではなくて、国から無償で貸し付けを受けていると、国有財産法に基づいて貸し付けを受けて施設を整備するということになります。

住 民：もう一つ確認で、昭島市の多摩川にある清掃工場が、こちらに来るということはないということよろしいですか。向こうが老朽化して新しくしたいけども、そこに、じゃ、一緒にしようという話はないんですね。

室 長：今回は立川市の清掃工場としてつくりますので、昭島市さんと一緒にやるという計画はございません。

## 閉会

### 司会より問い合わせ先等の説明及び閉会

司 会：それでは、質問のほうがないようですので、お時間、定刻の時間よりやや早いですけれども、ありがとうございます。本日お配りした資料の最後に、担当として新清掃工場準備室の連絡先を掲載いたしましたので、今後本事業に関するご

質問などは、こちらの連絡先にお問い合わせを下さい。また、ホームページから当準備室にメールでお問い合わせをしていただくことも可能ですので、よろしくお願い致します。

それでは、本日は、お忙しい中、立川市の新清掃工場整備運営事業に関する事業概要の説明会に参加していただきまして、ありがとうございました。これで説明会を終了させていただきます。ご参加いただきまして、本日はありがとうございました。